#### [論 文]

# 国家安全保障と学校教育

一変化する社会と教職の専門性 その13一

# 向山 行雄

# National Security Education in Japan

— The Teaching Profession in a Changing Society 13 —

#### MUKOUYAMA Yukio

### 要約

本稿は、「変化する社会と教職の専門性」について、2012年度から執筆する論考の第13作目に当たる。 2022年12月16日、日本政府は、「国家安全保障戦略等の3文書」を閣議決定した。この文書で、今後10年間程度の外交・防衛政策の指針を示すとともに、中国について「これまでにない最大の戦略的な挑戦」と明記し、相手からさらなる武力攻撃を防ぐための「反撃能力」の保有についても明記した。この文書で戦後の安全保障政策を転換した。

「国家防衛戦略」の「防衛上の課題」には、「自国を守るためには、一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要で、相手に侵略させる意思を抱かせないようにする必要がある」と述べる。また、「国民の強い決意や意識も大切」と指摘する。しかし、近年の世界価値観調査では、「戦争が起こったら戦うか?」の問いに、日本人の「戦う」との回答は13.2%であり、調査対象の79か国で圧倒的な最下位という現実がある。

本稿では、このような国民の意識の背景やこれまでの学校教育の果たしてきた経緯、近年の東アジア情勢を踏まえた今後の国家保障にかかわる学校教育の在り方について考察する。また、平和や安全保障についての小学校の実践を紹介するとともに、今後の小学校教育の方向性にかかわる筆者の提言を述べる。

キーワード: 国家安全保障戦略等の3文書、子供版「防衛白書」、 社会科学習指導要領における自衛隊の記述、戦後教育のタブー、 東アジアの安全保障環境の変化、小学校での「平和教育」の実践、 国家安全保障と学校教育にかかわる向山行雄の10の提言

#### はじめに

筆者は、2012年度以来、「変化する社会と教職 の専門性」について、毎年論考を発表してきた。 取り上げてきたテーマは次のとおりである(1)。 2012年 東日本大震災への対応を手がかりとして 一変化する社会と教職の専門性 その1ー (以下サブタイトル略) 2013年 いじめ問題への対応を手がかりとして

2014年 近年の体罰問題についての一考察

2015年 いわゆる「学級崩壊」についての一考察

2016年 人口減少社会と学校教育

2017年 組体操問題と学校教育

2018年 大川小学校津波訴訟問題と学校教育

2018年 働き方改革と学校教育

2019年 熱中症問題と学校教育

2020年 小学校における教科担任導入

2021年 いわゆる読解力低下問題と学校教育(2)

2022年 感染流行初期の新型コロナ感染症問題と

学校教育 一変化する社会と教職の専門

性 その12-

今次の「国家安全保障と学校教育」について も、いくつかの報道や通知、報告書や文献等を解 読しつつ、具体的な事例をもとにして教職の専門 性について考察した。

# 1. 近年の我が国周辺の安全保障環境

#### (1) 北朝鮮のミサイル発射状況

北朝鮮によるミサイル発射が繰り返される。しばしば発射されるために、国民は「またか」という感想を持つ程度であり、危機意識の脆弱さが懸念される。

事案の発生のたびに、日本政府は迅速な対応を 講じるが、必ずしも国民の関心は高くない。

2023年4月13日朝、北朝鮮は弾道ミサイルを東方向に向けて発射した。防衛省と内閣官房は、下記の「お知らせ」を発表した<sup>(3)</sup>。

「1 北朝鮮は本日午前7時22分頃、北朝鮮内部から、少なくとも1発のICBM級弾道ミサイルの可能性のある弾道ミサイルを、高い角度から東方向に向けて発射したとみられます。発射された弾道ミサイルは我が国領域内へは落下していないことを確認しました。我が国EEZへの飛来も確認されておりません。これ以上の詳細は現在分析中です。

2 発射後の情報に基づけば、弾道ミサイルが 我が国に落下することが予測されたことから、 J アラート及びエムネットにて、その旨公表いたし ました。その後、当該情報を確認したところ、当 該ミサイルは北海道及びその周辺への落下の可能 性がなくなったことが確認されたので、改めて、 国民に情報提供しました。

また、政府より、付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていません。……

これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものです。また、このような弾道ミサイル発射は関連する安保理決議に違反するものであり、国民の安全に関わる重大な問題です。我が国としては、北朝鮮に厳重に抗議し、強く非難しました。

国民の生命・財産を守り抜くため、引き続き米 国等とも緊密に連携し、情報の収集・分析及び警 戒監視に全力をあげるとともに、今後追加して公 表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表 することとします」

この「お知らせ」から、北朝鮮のミサイル発射に かかわる日本政府の対応について、次の点がわかる。

- ○防衛省、内閣府の連名で「お知らせ」を発表 する
- ○事案の概要について、可能な限り最新の情報 を提供する
- ○被害状況を迅速に把握する
- ○北朝鮮に「厳重に」抗議する
- ○国連安保理決議違反であることを明確にする
- ○米国等と緊密に連携する
- ○警戒監視体制を継続する

果たして、日本政府による「厳重な抗議」や国際社会との連携による非難が、北朝鮮にどの程度の効果があるのかは不明である。おそらく、筆者を含め、多くの国民は「のれんに腕押し」という印象を抱くものと推察される。ただし、「お知らせ」の中にある「米国等」という文言については、米国の動きに敏感な金正恩朝鮮労働党総書記には一定の効果があるとも考えられる。

4月13日のミサイル発射は、通勤通学時間帯であったことから、北海道等においては一定の混乱が生じた。始業前の学校では、登校した児童生徒が、緊急避難する事態も報道された。

振り返ると、北朝鮮は、1998年8月31日に衛星 打ち上げだと称して、秋田県沖にテポドン1号を 発射した。その後、2017年8月17日と同年9月15 日には、日本上空を通過し北海道沖へ落下した火 星12号を連続発射した。

さらに、2022年10月4日には、新型地対地中長 距離弾道ミサイルを北海道・青森県を超え、過去 最長の約4,600kmの飛翔距離で発射した。

近年、金正恩は娘を発射実験に同道するなどして「金王朝」の4代目後継への道筋を描こうとしている。北朝鮮国民の経済的疲弊をもたらす先軍政治の路線は今後も継続されるものと思われる。併せて、拉致被害者の救済をはじめ、サイバー部隊攻撃や麻薬取引、日本国内への工作員の侵入など、我が国の生存を脅かす行為は今後とも継続すると考えられる。

### (2) 中国による尖閣諸島付近への侵入

2008年5月7日、日本を公式訪問した胡錦涛国家主席。福田康夫総理大臣と日比谷公園内の老舗レストラン松本楼で会食した。松本楼は、その当時筆者が校長を務めていた泰明小学校のそば。松本楼で接待役を務めた店のオーナーKさんは泰明小学校保護者であった。胡主席の宿泊は泰明小学校前の帝国ホテルであったと記憶している。余談であるが、当時の泰明小学校は岸田政権の斎藤健法務大臣の娘、森雅子女子活躍首相補佐官の娘、小沢一郎元民主党代表の縁者も在籍していた。

胡錦涛国家主席と福田康夫総理は、「戦略的互 恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明に署 名し、日中両国がアジア太平洋地域及び世界の平 和、安定、発展に対し大きな影響力を持ち、厳粛 な責任を負っているとの認識で一致した。

しかし、その半年後の2008年12月8日、中国船が初めて尖閣諸島周辺の我が国領海内に侵入した。度重なる海上保安庁巡視船からの退去要求や外交ルートに通じた抗議にもかかわらず、約9時間にわたって領海内を航行した。

2010年9月7日には、尖閣諸島付近の我が国領海内で中国漁船が衝突事件を起こした。2012年9月11日、尖閣諸島のうち3島(魚釣島、北小島、南小島)の所有権を、民間人から国に移管した。こ

れを口実として、中国船はしばしば接続水域に侵入するようになった。さらに、2018年7月、中国海警局が人民武装部隊に編入され、中国の動きが活発化した。

2023年3月の中国海警局に所属する船舶等による尖閣諸島への接近状況は次のとおりである。

- ・接続水域への入域 31日 (毎日) のべ117隻
- ・領海侵入(接続水域入域の内数)6日のべ20隻

言うまでもなく、尖閣諸島付近は中国海軍が太 平洋上に進出する上で、重要な海域である。また、 中国付近は浅い海が広がり、中国海軍の潜水艦の 行動は、アメリカ第七艦隊や海上自衛隊の高い潜 水艦追尾能力により容易に監視されてしまう。

しかし、尖閣諸島付近で潜れば深い海が広がり、 太平洋へ展開する潜水艦の追跡は困難になる。

さらに尖閣諸島付近の海底に、莫大な石油資源 が埋蔵されており、発掘技術の進展によって実用 化も期待されている。

このような状況から、尖閣諸島付近の安全保障環境はますます緊張度を増している。

# (3)極東方面・北方領土におけるロシアの動向

歴代政府は、北方領土の返還交渉をめぐり、ロシア政府との交渉を続けている。特に森喜朗元総理はプーチン大統領との個人的な親交もあり、北方領土返還交渉が進展するのではないかとの期待もあったが、その後は膠着状態が続いている。

2018年9月、ロシア海軍艦艇28隻が宗谷海峡を 通過した、これは冷戦後、最多の規模であった。 2022年2月、日本海及びオホーツク海南部を中心 にロシア海軍艦艇24隻の活動が確認された。

一方、北方領土への部隊配置も着々と進められている。2016年に択捉島及び国後島に、2021年に松輪島及び樺太に地対艦ミサイルを配備。2020年12月と21年2月に同地域に長距離地対空ミサイル配備した。

加えてロシア軍機による我が国上空への接近に 対する航空自衛隊の緊急発進回数は年平均305回 程度であり、常に不測の事態に備えている。

2022年のロシアによるウクライナ侵略に対する

我が国の制裁措置に対する反発から、北方領土返 還交渉はとん挫し、日ロ両国は緊張関係にある。

かつては、自衛隊の主力部隊を北海道に駐屯させていた。しかし、台湾や尖閣諸島など中国との緊張関係が高まるに連れて、次第に沖縄や先島諸島にも重点配備されるようになり、軍事バランスが変化しつつある。

## 2. 国家安全保障戦略等の3文書の閣議決定

## (1) 3文書策定の概要

前述した東アジアの安全保障環境の変化やロシアによるウクライナ侵略等の状況を踏まえ、岸田文雄政権は、2022年12月16日、今後10年間程度の外交・防衛政策の指針となる「国家安全保障戦略」等の3文書を閣議決定した。

岸田総理は、12月16日の記者会見で「戦後の安全保障政策を大きく転換するものだ」と述べた。 我が国の国防政策については、タカ派と見られる 清和会(福田赳夫 森喜朗 安倍晋三など)が防衛 力の増強についての主導権を握っていた。それに 対してハト派と見られる宏池会(大平正芳 宮沢 喜一 麻生太郎など)に所属する岸田総理が、戦後 の安全保障政策を転換させる役割を担うのは、歴 史の皮肉である。

もっとも、岸田総理は、安倍晋三政権において 4年7か月もの期間、外務大臣を務め、近年の我 が国を取り巻く安全保障環境の厳しさを体感して いたと言える。

さらに、記者会見では、「自衛隊の抑止力は十分ではない」と述べ、「相手に攻撃を思いとどまらせる抑止力となる反撃能力は今後不可欠」と訴えた。政府は、これまで反撃能力は「法理的には自衛の範囲」としながらも、政策として「反撃能力」を保有してこなかった。

この文書において、従来の防衛の基本指針となる「防衛計画の大綱」は、防衛の目標を設定する「国家防衛戦略」に名称を変えた。また、5年間の防衛費の概算を示す「中期防衛力整備計画」を5年間の防衛費総額や10年先の自衛隊の体制を示す「防衛力整備計画」に変更した。

## (2) 国家安全保障戦略

「国家安全保障戦略」は、我が国の安全保障に 関する基本的な原則を示したものである。

同戦略では、我が国周辺の現状と国内の状況について次の認識を示す<sup>(4)</sup>。

「我が国周辺に目を向ければ、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。ロシアによるウクライナ侵略により、国際秩序を形作るルールの根幹がいとも簡単に破られた。同様の深刻な事態が、将来、インド太平洋地域、とりわけ東アジアで発生される可能性は排除されない。国際社会では、インド太平洋地域を中心に、歴史的なパワーバランスの変化が生じている。我が国周辺では、核・ミサイル戦略を含む軍備増強が急速に進展し、力による一方的な現状変更の圧力が高まっている」

ここでは、直近のロシアによるウクライナ侵略を取り上げ、国際秩序の危機を指摘している。また、この記述では具体的な国名こそ上げていないが、中国による急速な軍備増強や北朝鮮の核・ミサイル開発の脅威を述べる。

一方、国内の状況について次の認識を示す。

「国内に目を転じれば、我が国は、人口減少、 少子高齢化、厳しい財政状況等の困難な課題に直 面している」

このような国内外の状況を踏まえて、「我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための力強い外交を展開する。そして、自分の国は自分で守り抜ける防衛力を持つことは外交の地歩を固めるものとなる」と述べる。

「『外交』は武器のない戦争」と言われる。また、防衛力の伴わない「外交力」が、いかに無力であるかを日本人は学校の歴史教科書で学習してきた。明治政府による、関税自主権の独立や治外法権の撤廃の外交について、歴史教科書は陸奥宗光や井上馨ら先人たちの努力を取り上げてきた。併せて富国強兵による国力の増強、日清・日口の大戦やその後の軍部の台頭や敗戦についても歴史的教訓として後世に伝えようと企図している。

同戦略では、我が国の安全保障のためには国際 関係全体を俯瞰し、「外交力・防衛力・経済力・ 技術力・情報力を含む総合的な国力を最大限活用 して、国家の対応を高次のレベルで統合させる戦 略が必要である」としている。

同戦略 VI の 2 「戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策」として、次の 7 項目を掲げる。

- ○危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境 を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序 を強化するための外交を中心とした取り組み の展開
- ○我が国の防衛体制の強化
- ○米国との安全保障面における協力の深化
- ○我が国を全方位でシームレス (継ぎ目のない 向山) に守るための取り組みの強化
- ○自主的な経済的繁栄を実現するための経済安 全保障政策の促進
- ○自由、公正、公平なルールに基づく国際経済 秩序の維持・強化
- ○国際社会が共存・共栄するためのグローバル な取り組み

このうち、「防衛体制の強化」の中で、「反撃能力」の保有について、次のように説明する。

「相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、 ミサイル防衛により、飛来するミサイルを防ぎつ つ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐために、我 が国から有効な反撃を相手に加える能力、いわゆ る反撃能力を保有する必要がある」

また、「反撃能力」について次のように規定する。 「武力の行使の3要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自営の 措置として、相手の領域において、我が国が有効 な攻撃を可能とする」

そして、この「反撃能力」の保有について、従 来の専守防衛の考えを変更するものでないとし、 次のように述べる。

「この反撃能力については、1956年2月29日に 政府見解として、憲法上、『誘導爆弾による攻撃 を防御するのに、他に手段がないと認められる限 り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的に自 衛の範囲に含まれ可能である』としたものの、こ れまで政策判断として保守することとしてこな かった能力にあたるものである」 さらに、次のように述べ、慎重な運用となるように戒めている。

「この反撃能力は、憲法および国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものでなく、武力の行使の3要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことは言うまでもない」

2023年2月~3月の、衆議院及び参議院の予算 委員会質疑では、野党からこれまでの政府見解を 変更するのかとの質問が相次いだ。岸田首相は、 この国家安全保障戦略に示した内容に基づき手堅 い答弁を続けた。

#### (3) 国家防衛戦略

「国家防衛戦略」の冒頭で次のように述べる。

「1976年以降6回策定した防衛計画の大綱に代わり、防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチや手段を包括的に示すための「国家防衛戦略」を策定する」

同戦略の「防衛上の課題」について、次のように述べる<sup>(5)</sup>。

「自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要で、相手に侵略する意思を抱かせないようにする必要がある|

この課題を踏まえ、防衛の基本方針として、 「防衛力を抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、力による一方的な現状変 更とその試みは決して許さないとの意思を明確に していく必要がある」と述べる。

近年のロシアのウクライナ侵略戦争において も、戦力としては圧倒的に不利なウクライナ国民 の、自国を守る強い決意と行動が、NATO始め 西側諸国の支援の拡大につながった。

しかし、我が国では、「自国を守るという国民の意識が弱い。「戦争が起こったら、国のために戦いますか?」の各国の回答は次のとおりである<sup>(6)</sup>。

	戦う	戦わない	わからない
日 本	13.2	48.6	38.1
リトアニア	32.8	42.8	20.0
ウクライナ	56.9	25.5	16.6
米 国	59.6	38.6	_
韓国	67.4	32.6	_
ロシア	68.2	22.0	9.1
中 国	88.6	10.2	_
ベトナム	96.4	3.6	_

我が国は、同調査の参加国79か国で「自国を守る」という意識は、ダントツの最下位である。戦後の「平和体制」の中で、我が国の国民の意識は、世界でもまれな様相を示している。

このような調査を、周辺国も冷徹にとらえ、我 が国の総合力としての防衛力を分析していると推 察する。

国家防衛戦略で指摘する抑止力の観点から、我が国の国民の意識は脆弱と言わざるを得ない。

#### (4) 防衛力整備計画

整備計画の方針では、「おおむね10年後までに、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるようする」と述べる(7)。

具体的には米国製トマホークの導入、統合防空 ミサイル防衛能力の整備のほかに、宇宙領域、サ イバー領域、電磁波領域における能力向上を目指 すとしている。

これらの整備のために、2023年度~2027年度までの5年間で約43兆円程度の予算がかかるとしている。その財源は、「歳出改革、決算余剰金の活用、防衛力強化資金など所要の措置を講じる」としているが、2023年4月段階では、まだ詳細は不明である。

過年の新型コロナウイルスまん延期に、国民全員に一律10万円を支給した一時金の合計が約13兆円である。当時、自民党政調会長であった、岸田文雄は、全員一律配布に難色を示していた。

5年間で430兆円という防衛力整備計画の予算額について、今後とも、与野党間やメディアでの議論が続くと思われる。

# 3. 我が国の安全保障にかかわる教育の系譜

- (1) 日本教職員組合による「平和教育」の系譜 前述した、我が国の国民の「自国を守る意識」 の希薄さの要因はいくつか考えられる。
  - ○憲法第9条の「戦争放棄」条項を是とする国 民の意識
  - ○世界でも稀な徴兵制度がないという国家体制
  - ○その代替としての自衛隊制度が、国民からの 一定の支持を得ていること
  - ○朝鮮戦争やベトナム戦争などはあったものの、 我が国を当事者とする戦乱のなかったこと
  - ○日米安全保障条約改定の際の大きな反対運動 はあったものの、米国の核の傘での安寧を得 られている安心感

これらに加えて、戦後のいわゆる「平和教育」 が継続されてきたことも、理由にあげられる。

日本教職員組合(以下、日教組)は、1951年1月の18回中央委員会で「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを採択した。このスローガンは、その後、日教組と全教に分裂した後も、両組織において運動の原点を示すものとして使われている。

筆者が小中学生として過ごした1950年代から60 年代は、まさに組合運動の高揚期であった。

1963年小学校卒業の卒業アルバムに隣組のN 教諭は児童に送る言葉として「独立・民主・平 和」と書いた。中学校1年時、ミルク給食導入の 際には、反対運動のために夕方遅くまで学校側と の団体交渉を実施した。筆者も生徒会副会長とし て参加した。中学2年時の全国学力テストの際に は、筆者は級長であったが5教科とも白紙で提出 した。高校2年時には、学校を抜け出して代々木 公園のメーデーのデモ行進に参加した。学校付近 で、原水爆禁止運動のビラを各戸配布した。10代 の筆者のこれらの行動の背景には、組合運動を主 導する教師からの影響があった。

日教組の教師たちの影響力は一定の影響を及ぼ したが、日教組の平和運動の黎明期の活動につい ては、次のような指摘もあり、必ずしも全容が解 明されていない。日本教育学会第80回大会では次 のような報告がされている(8)。

「講和前後の時期の平和運動や講和問題については、歴史学や政治史の分野では、多くの研究が蓄積されている。ただし、その先行研究の中で、日本教職員組合の平和運動や平和教育に焦点を合わせて掘り下げたものはほとんどなく、断片的な言及にとどまっている」

さらに、「この時期、日教組の考える『平和観』は米国などの西側諸国とも、中国・ソ連などの東側諸国とも距離をとる第三勢力論(平和憲法擁護、全体平和主義)であった」(9)

日教組の支持政党である社会党は、1980年に 石橋正嗣委員長が「非武装中立論」を唱え、党の 基本方針に据えた。その後、1994年7月社会党出 身の村山富市首相が、非武装中立という党是を変 更し、「自衛隊は憲法の認めるもの」という判断 を示し、社会党の「自衛隊は違憲」という方針の 大転換が図られた。

# (2) 小学校教育での自衛隊にかかわる内容の 扱い

最大野党の自衛隊合憲論への転換後も、学校教育での安全保障にかかわる扱いについては、忌避傾向が続く。

筆者は、文科省2008年版小学校社会科学習指導 要領の編集協力者であった。災害救助の際の関係 機関の働きについて、自衛隊を記載するという状 況ではなかった。

そのため、学習指導要領においての災害救助については、「関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること」と述べ、その解説として、「消防署や警察署などの関係機関が相互に連携して対処している」と記すのみで、自衛隊の活動について記載できなかった。したがって、全国各地の小学校で災害救助における自衛隊の活動を取り上げる実践は見られなかった。

筆者は、この頃の日本社会科教育学会北海道大会で、災害救助についての授業実践発表者(東京都公立小学校教諭)に「警察、消防のほかに、現実的に主導する自衛隊の役割についても扱う視点が大切ではないか」という質問をして関心を高めようと意図したことがある。

2008年ころ、筆者は銀座の泰明小学校長時代に、PTA主催の親子防災訓練で、自衛隊を招聘することになった。この計画を事前に中央区教育委員会に報告したが、「学校に自衛隊を呼ぶのは困る」と反対された。議会での批判を避けたかったからだと推察される。教育長、教育次長、庶務課長、指導室長との2時間に及ぶ議論の末、筆者の責任において開催することになった。そこで、自衛隊練馬駐屯地から10数名の自衛官を招き、大震災発生時の救助活動やがれき撤去訓練などを実施した。子供たち、保護者、教職員も自衛隊員の組織的で迅速な活動をする姿に敬服した。某政党機関紙は、「学校が自衛隊招聘」と小さな記事で批判した。

その後、東日本大震災での自衛隊による災害救助活動への国民の共鳴もあり、自衛隊を扱う環境が変わった。銀座地区の防災訓練にも、自衛隊が参集するようになった。

2017年版小学校社会科学習指導要領では、「地域の関係機関や人々が、自然災害に対して様々な協力をして対処してきたこと」と述べ、その解説として、「県庁や市役所の働きなどを中心として取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること」とし記された(10)。

こうして、ようやく小学校学習指導要領でも、 自衛隊が明記されるようになった。

(3) 小学校教育での我が国の領土・領海の扱い 前述した、小学校学習指導要領作成委員とし て、筆者は、小学生にも日本の領土・領海を地図 上で理解させたいと考えた。そのためには、竹 島、尖閣諸島の現状にも触れ、日本列島と領海を 囲む範囲を示す必要があると主張した。しかし、 結局、尖閣諸島や竹島等は、諸般の理由から学習 指導要領の内容に組み込むことはできなかった。

忸怩たる思いの筆者は、文科省の幹部や知人の 中学校社会科研究会長などにも、竹島等の問題を 扱うべきだと働きかけた。

1年後の中学校社会科学習指導要領解説の頁で 「竹島を巡って我が国と韓国との間に領土問題が ある」と記述することになった。ギリギリの段階 で、渡海紀三朗文科大臣が、福田康夫首相を官邸に訪ね、記述が承認された。

韓国メディアは、大きく反発して駐日大使を召還し、それを朝日新聞が一面トップ記事で報道した。また、日本と韓国の各種交流事業が中止となった。

こういう時期でも、我が国の小中高校長会と韓国最大の圧力団体である韓国教育連合(幼稚園から大学までの教員)との定期交流会は継続されていた。韓国教員との交流会で、竹島の問題が俎上に上がったら、日本側では筆者が回答する役割であったが、交流会の席上で竹島に関する話題は上らなかった。韓国メディアとのずれを実感した。その後、2017年学習指導要領では、「『領土の範囲』については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国固有の領土であることに触れること」と明示されるようになった。

こうして、我が国の安全保障にかかわる内容 が、少しずつ整備されてきつつある。

## 4. 今後の教育を展望する上での諸相

## (1) 子供版「防衛白書」の作成

防衛省は、2021年8月14日「はじめての防衛白書 ~まるわかり!日本の防衛~」を発行した。 A 4 版30頁で、小学校高学年以上を対象にした副 読本である。同書は、国の防衛の必要性、日本周 辺の安全保障関係、憲法と自衛隊との関係、防衛 の基本政策などについてわかりやすく説明している。

冒頭の「国の防衛はなぜ必要なのか?」の項目で、防衛についての基本的なねらいを次のように説明している<sup>(11)</sup>。

「国を確実に守るためには、日本がきちんと自分たちの国を守る意思と能力があることを周りに示し、日本から何かを奪うのは難しいと思わせることが重要です」そして、「ほかの国に『日本とは戦争をしたくない』と思わせ、戦争が起きないようにすることが自衛隊にとっての一番の勝利なのです。このようにほかの国に対し、日本を攻めることを思いとどませることを『抑止力』といいます」と述べ、「抑止力」についても、子供にわ

かりやすく説明している。

同白書では、「日本の周りの安全保障環境」「憲法と自衛隊との関係」「日本の防衛の基本政策」などの基礎的な事項に加えて、「宇宙・サイバー・の電磁波領域での挑戦」など、新しい分野の内容についても概説している。

特に、日本の防衛の基本政策については、専守 防衛、必要最小限の防衛力整備、文民統制の確保 について解説している。このように、本書は、バ ランスの取れた内容となっており、政治的中立性 を担保しつつ、抑制的に表現している。そこに は、発達途上にある子供たちに、安全保障の問題 を一方的に注入する姿勢を避けたいとする作成者 の配慮を感じる。

これまで、我が国の安全保障を学習する際の公的な副読本がなかった。その点で、防衛省の作成した副読本は貴重な資料となる。同書を活用した、多面的・多角的な実践が期待される。

#### (2) 安全保障にかかわる実践の視点

これまでにも、平和学習についての実践は盛ん に行われてきた。

広島市では、国語、社会、特別の教科道徳、公 民科の時間に、「ひろしま平和ノート」などを活 用して、被爆体験や復興、世界平和についての学 習が行われている。「ひろしま平和ノート」は、 広島市内の全児童生徒に2013年度から無償で配布 されている。

長崎市では、原爆が投下された8月9日を全校登校日として、「平和祈念式」や「平和集会」を実施している。1978年度から、各教科、領域における実践事例などを掲載した平和教育指導資料を全教職員に配布している。

この他にも、全国各地で戦時中の史料の展示や 平和イベントが開催され、戦争の悲惨さを風化さ せないための取組みが今日まで継続されている。

「戦争と平和」を社会科で教える意義について、 角田 (2023) は次のように述べる<sup>(12)</sup>。

「『戦争と平和』については、多面的・多角的な 見方が可能であり、社会認識形成をめざす社会科 で追究すべきテーマとして相応しい (子供たちの 社会認識の拡大・深化に寄与することができる)。『戦 争と平和』については、見解が鋭く対立する状況が見られ、唯一解を導くことが困難である場合が多い。しかし、そうした解決困難な課題に対して、自らの考えを粘り強く構築していく力こそ、これからの社会に求められる資質や能力であり、そうした資質や能力を育てることが求められる社会科授業にとって、『戦争と平和』は有益なテーマである(社会科で育成することが求められる資質や能力の育成に寄与できる)」

高部 (2022) は、「平和」とは、「消極的平和」と「積極的平和」で構成されているとして、次のように述べる<sup>(13)</sup>。

「日本における従来の平和教育は『消極的平和教育』と言うことができ、さらに言えば、戦争の諸問題が中心であるので、消極的平和教育の中でも直接暴力を減らすための教育であると言える。平和創造力を培う平和教育が目指す『平和』は『消極的平和教育』を内包する『積極的平和教育』であるべきであり、平和教育は『消極的平和教育』から『積極的平和教育』へ発展する必要がある」

高部は、「積極的平和教育」の「知識・技能」では、「暴力と平和の概念を理解する」「紛争解決の知識やスキルを習得する」などの項目を挙げている。

#### (3) 全共闘運動経験者の現状認識

角田が「戦争と平和については見解が鋭く対立 する」という通り、筆者たちの世代でも次のよう な見解もある。

筆者たちの団塊の世代の大きな政治テーマは日 米安全保障条約の改定の是非であった。いわゆる「70年安保」問題である。この問題を巡って、 1960年代後半から、佐藤栄作首相訪米阻止の羽田 事件や佐世保への米海軍エンタープライズ入港反 対などの学生たちの政治運動が活発化する。その 後、学生たちは、各大学での問題にターゲットを 絞り、東京大学、日本大学などでも紛争が激化 する。

筆者が1969年4月に入学した横浜国立大学は長期間ロックアウト状態が続く、全国でも深刻な状況にある大学のひとつであった。紛争期間中に命

を落とした学生もいる。

この世代で、大学紛争に参加した学生は、日本 共産党系の民主青年同盟、反日本共産党系の全学 共闘会議(以下全共闘)、無派閥のノンセクト学生、 民族系団体などに大別される。

これらのうち、全共闘運動に参加した元学生へのアンケートがある。2018年、全国120余の大学の全共闘運動経験者450名の回答結果である。回答者は東大56名、日大34名、明治大33名、法政大19名、早大18名など。現在、医師や弁護士、大学教員、議員、企業経営などに従事している人も少なくない。主な回答は次のとおりである(14)。

- ○あの時代に戻れたらまた運動に参加するか? する 67.0% しない 2.2% 不明 22.0%
- ○日米安全保障条約をどうするか?

廃棄 62.6% 堅持 5.2% 修正 26.5%

○自衛隊と憲法との関係は?

合憲 17.2% 違憲 68.6% その他 8.3%

○君が代を国歌と認めるか?

認める 26.2% 認めない 63.2% その他 5.8%

このアンケートは、50年前に大学時代を過ごした世代の、ほんのわずかの声に過ぎない。しかし、当時の政治運動に参加し、その後のソ連の崩壊や北朝鮮による拉致事件、急速な安全保障環境の変化を経験しても、思想信条は容易には変化しないという一面を照射しているものとも考えられる。

本アンケート回答者は、同世代としては高学歴・高偏差値大学出身者であり、地域社会で一定の発言力を持つ人もいる可能性がある。中には、学校評議員や地域住民代表として学校教育にかかわりを持つ人もいるかもしれない。

「戦争と平和」についての思想信条は多様であり、今後の我が国の安全保障にかかわる学校教育の内容を検討する際には、国民の中に意見の対立や分断を招く懸念もある。その点で、慎重な議論が期待される。

# 5. 今後の我が国の安全保障にかかわる 小学校教育を検討する上での 向山の10の提言

小学校における安全保障にかかわる小学校教育 の検討を、効果あるものにするためにはどうした らよいか。

1点目は、これからの時代に求められる安全保 障にかかわる国民としての資質・能力とは何なの か検討を進めるべきである。

前述したように、安全保障にかかわる意見は 様々ある。国民に必要な資質を検討する過程で は、激しい討論になるであろう。だからと言っ て、検討する努力を放棄してはならない。国会や 地方議会、社会科の学会や研究会、校長会などで 自由闊達な議論を期待したい。

2点目は、現行学習指導要領の範囲内での実践 の具現化である。

現行学習指導要領の小学校社会科第6学年の内容(3)は次のように示す(15)。

「我が国は、平和な世界の実現のために国際連合の一員として重要な役割を果たしたり、諸外国の発展のために援助や努力を行ったりしていることを理解すること」

ここでは、記述のように世界平和のために国際 貢献する日本の役割を扱うことを主眼としてい る。そして、「地球規模で発生している課題の解 決に向けた連携・協力に着目させる」と述べ、 課題例として「紛争、環境破壊、貧困、自然災 害、人権」を例示している。

この「紛争」についての実践で、例えばロシアによる侵略や北朝鮮の国際秩序に違反する行動を 教材化することも考えられる。近年の安全保障環境の変化に即応した実践が期待される。

<u>3点目は、戦争を未然に防ぐための「抑止力」</u> についての教材研究を深めるということである。

前述した「はじめての防衛白書」では、冒頭に「抑止力」についての記述がある。今日の安全保障環境のもとでは、日本国憲法前文第2段落の「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」の

認識は理想としては尊いが、現実的には国の安全 を危うくするものであるという不安を多くの国民 が抱いていると推察される。

例えば、2022年11月の日米共同世論調査では、 次の結果を指名している<sup>(16)</sup>。

- ○今後、日本が防衛力を強化することについて 賛成 日本 68% 米国 65%反対 日本 27% 米国 27%
- ○中国が、今後台湾に侵攻するかどうかについて思う 日本61% 米国56%思わない 日本31% 米国33%
- ○日本にとって軍事的脅威はどこの国か ロシア 82% 北朝鮮 81% 中国 81%○北朝鮮への対応について

 圧力重視
 日本
 48%
 米国
 61%

 対話重視
 日本
 43%
 米国
 33%

このように、我が国の国民は、長い期間の「平和ボケ」から覚醒し、近年の安全保障環境の変化に危機感を抱いている人々が、かなり多いととらえることができる。

4点目は、近い将来開始される次期学習指導要領の作成会議等において、国家の安全保障について、学校教育でどのように扱うのかを議論すべきであるということである。

現行の小学校学習指導要領では、前述したとおりであり、国家の安全保障という観点は脆弱と言わざるを得ない。これまでの、小学校での扱いは戦後の「平和教育」の系譜の中で、国際協力や国司平和を希求するベクトルで構成されていた。

この内容を、国家安全保障の視点から、さらに 深化させる必要があるかどうかという議論を期待 したい。

現行の高校の歴史総合では、「世界秩序の変容と日本」の「内容」で次のように記述する<sup>(17)</sup>。

「次のような知識を身に付けること

冷戦の終結、民主化の進展、地域統合の拡大と 変容、地域紛争の拡散とそれへの対応などを基 に、冷戦終結後の国際政治の変容と課題を理解す ること

次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること

冷戦の変容と終結の背景、民主化や地域統合の 背景と影響、地域紛争の拡散の背景などに着目し て、主題を設定して、日本とその他の国や地域の 動向を比較したり、相互に関連付けたりするなど して、冷戦終結後の国際政治の特徴と日本の役割 などを多面的・多角的に考察し、表現すること

ここでいう地域紛争について、小学校段階でどのような扱いが可能なのか、それとも後年の中学校、高校段階で扱うべきなのか、これからの時代に即応した社会科のカリキュラム構想で議論を期待したい。

<u>5点目は、教員が一般常識として、安全保障政</u> 策について学ぶことである。

今回の安全保障3文書の各項目ついて、どのようにとらえるのか。自身で吟味することを期待したい。 例えば、次のような分析がある(18)。

- ○は前進 △は課題あり ×は進展乏しい
- ① 現状認識 ○中国リスクを初認定
- ② 長距離ミサイル ○反撃能力を保有
  - △調達に時間
- ③ 防衛費 GPA 比 2 % に倍増
  - △財源にあいまいさ
- ④ 安保の縦割り ○公共インフラも活用
  - △海保協力は未知数
- ⑤ 自衛隊員の待遇 △具体策は途上
- ⑥ 装備品移転 ○途上国にも供与
  - △制度設計これから
- ⑦ 経戦能力 ○弾薬の費用倍増
  - △調達に時間
- ⑧ 国民保護 △シェルター鈍い
  - ×在外邦人の計画進まず

△法整備は2024年以降

- ⑨ サイバー防衛 ○能動的防御を明記
- ⑩ 宇宙・無人機 ○攻撃型無人機を購入
- Ψ 宇宙・無人機 ○以撃型無人機を購入×宇宙は米国依存

上記のうち、シェルター整備については、例えば「台湾が10万5,000か所のシェルターを保有するのに対し、我が国では『緊急一時雛施設』が2022年4月時点で5万2,490か所あり、このうち被害を防ぐ効果が高い地下施設は1,591か所にとどまる」と述べる<sup>(19)</sup>。

東京都は、約4,000か所の一時避難場所で1,400 万人分を確保しているとしている。さらに、対策 を進めるために2023年度でシェルターの在り方調 査のため約2,000万円の予算を計上した。この予 算については、「戦争への道を開くものだ」とし て一部会派からの反対意見もあった。

<u>6 点目は、「台湾有事」について関心を深める</u> ことである。

我が国の与那国島と台湾との距離は約110キロメートル。およそ、東京一熱海、東京一水戸、東京一高崎の距離である。

習近平中国共産党国家主席は、2021年11月11日の、中国共産党中央委員会第6回総会で「台湾問題を解決し、祖国を統一することは、わが党のかえることのできない歴史的任務である」と述べた。習主席は、自分の任期中に「台湾統一」する意思を表明している。

また、中国の王毅外相は「台湾問題とウクライナ問題は、本質的に異なる。台湾問題は中国の内政問題であり、ウクライナ問題は、ロシアとウクライナの国家間の問題である」と主張する。

清水 (2022) は、ロシアによるウクライナ侵攻 と中国の台湾統一は類似点があるとして次のよう に述べる。

「トップリーダーがアメリカ中心の世界秩序に嫌悪感や不信感を抱いている。侵攻を正当化しやすい。オールドメイン戦への対応が進んでいる。ロシアはウクライナに対し、中国は台湾に対し、10倍近い兵力を有している」<sup>(20)</sup>

清水は、現状について次のように述べる(20)。

「中国が台湾を攻撃する場合、海と空しかない。加えて台湾は南北を山脈が走り、3,000メートル以上の峰が200か所もある天然の要害で、西側も大型艦艇が接岸できる港湾が少ない。台湾軍の反撃で犠牲を出しながら上陸できたとしても、増援部隊や武器、弾薬、食料を送る兵站が困難」

アメリカのシンクタンクは、現時点では中国の 台湾侵略はほぼ失敗するが、関係国には甚大な被 害が出ると予測する。

中国はウクライナから購入した実質的に攻撃力 のない中古の空母「遼寧」しかなかったが、近 年、「山東」を就役させ、「福健」も建造した。空 母打撃軍の増強で、海軍力を着実に高めている。

現在、日本近海の防衛は自衛隊のほかに横須賀にある米国第7艦隊の空母ロナルドレーガンが主力である。東日本大震災の際の「トモダチ作戦」にも参加した同船は全長333メートル、平均20歳台半ばの米国兵約5,600名が乗り組む。筆者は、2018年2月、米軍基地内の小学校を視察した際に、近くから同船を見たが、その威容に圧倒された。なお、横須賀基地は、米国本土以外で最性能の整備能力を有する屈指の防衛拠点である。

専守防衛で空母を持たない (持てない) 我が国の国民にとって、空母のもつ甚大な攻撃力は想像がつきにくい。しかし、我が国近海は、増強された各国の海軍戦力によってきな臭い状況が続いている。

7点目は、国を愛する心の育成や抵抗意識を高めるための議論を進めるということである。

2006年12月22日に施行された改正教育基本法の検討の際に、「国を愛する心」の扱いについて、激しい議論があった。筆者は、当時全国連合小学校長会(全連小)の教育基本法検討部会の一員であった。2002年5月13日に永田町の自民党本部で開かれた検討部会(座長麻生太郎政務調査会長)進行中曽根弘文元文科相 世話人河村健夫(後の文科相)にも参加した。校長会としての改正案の作成や教育振興基本計画の策定プロジェクトにも参加した経験がある。

国民の中には、さまざまな意見があり、当時の 与党内調整でも、自民党と公明の意見を合意まで には10数回の議論を要した。創価学会婦人部の多 大な支持のある浜四津敏子公明党代表代行らの尽 力もあり、与党内の合意を経て改正原案がまとめ られた。改正教育基本法では、第2章第5項に 「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんだわが 国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際 社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と 述べ、「国を愛する」という文言が初めて加えら れた。

陸上幕僚長を務めた岩田 (2023) は、次のよう に述べる<sup>(21)</sup>。 「中国は今回のウクライナ戦争をじっくり研究しているでしょう。サイバー力をさらに強化し、日本政府・自衛隊の通信網内部への侵入を企ててくるはずです。加えて人工衛星で日本上空から、自衛隊の展開や、空港・港湾の発着状態を常時監視するようになるでしょう。……国民の愛国心・抵抗意識の需要性です。ゼレンスキー大統領が最後まで戦うと訴え、クリチコ・キーウ市長はじめ多くの市長たちも、『最後まで戦う』と意思表示しました。……『国のために必ず戦う』という強い意志ある国が最後まで生き残るのです。そういう国に対しては同盟国ではなくても、応援しようと力を貸してくれます」

8点目は、我が国の安全保障にかかわる事案に 対して慣れてしまうことの恐れを再確認すること である。

北朝鮮による弾道ミサイル発射や、中国海警戦や尖閣諸島海域への侵入、ロシアによる千島列島などでのスクランブルなどの事案が頻発する。国民がこうした報道に慣れてしまうと報道する側の扱いも小さくなりがちになる。身の回りになる危機への無関心が、安全保障上の大きなリスクになる。

その反面、新たな危機に備えた安全保障政策の 変更については、大きく報道される。

千々和 (2022) は、次のように述べる(22)。

「従来、憲法違反とされてきた集団的自衛権(時刻と密接な関係にある他国への攻撃に対する自衛権)の行使を、限定的にではあれ容認した2015年の平和安全法制(安保法制)の成立過程を思い出してみよう。国会での激しい論戦のみならず、社会的な反対運動のうねりは多くの人びとの脳裏に焼き付いているはずである。日本の場合、現にある安全保障の仕組みは、なかなか変えることができないし、変えようとすると、大きな反発に見舞われる」

千々和の指摘する通り、所与の安全保障政策の変更は、大きな政治的エネルギーを消費する。今目の前にある危機に慣れ(目をつぶり)、その危機をやり過ごそうとする、国民的怠惰は将来に大きな禍根を残す。